

○大府市総合評価競争入札試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札及び政令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を試行するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象となる工事は、一般競争入札及び指名競争入札に該当する工事のうちから大府市総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）において審査したうえで、大府市指名資格審査委員会（以下「指名審」という。）に提出し、指名審において決定する。

(総合評価競争入札によることの適否)

第3条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。）第12条の4第1項第1号に掲げる事項に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 前項、第5条第2項及び第11条の学識経験を有する者への意見の聴取は、委員会が別に定める機関において行うものとする。

(入札参加資格等の公告等)

第4条 市長は、総合評価一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に規定する入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項のほか、次の事項について公告する。

(1) 総合評価一般競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準

2 市長は、総合評価指名競争入札を実施しようとするときは、指名通知書に次の事項を記載する。

(1) 総合評価指名競争入札を行う旨

(2) 当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準

3 入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第12条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者についての工事の経験、施工状況の評価、当該工事に配置が予定される技術者の経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件が含まれていなければならない。

(落札者決定基準)

第5条 市長は、総合評価競争入札を行うときは、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）

を定めるものとする。

- 2 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、施行規則第12条の4第1項第3号に規定する当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項に関し、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他の基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、委員会において審査したうえで、指名審に提出し、指名審において決定する。

(評価基準)

第6条 評価基準は、第4条第3項に規定する技術的能力の要件を満たす者について、次の評価項目による得点を配分して行うものとする。なお、技術提案は、総合評価一般競争入札においては入札参加資格確認申請書に、また、総合評価指名競争入札においては技術資料に提案内容を記載するものとする。

- (1) 評価項目は、施工計画に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度、地域貢献度等とする。
- (2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たす者に標準点を与え、さらに技術提案の審査及び評価により加算し、その合計を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要性及び重要性に応じて別に定めるものとする。

(評価の方法)

第7条 総合評価は、評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝評価点÷入札価格

(技術提案の審査)

第8条 技術提案の審査は、委員会において行う。

- 2 委員会は、審査した技術提案に評価を付して、指名審に提出し、指名審において評価結果を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第9条 指名審は、入札参加資格の要件を満たしている者についてのみ、総合評価一般競争入札においては入札参加資格確認通知を、総合評価指名競争入札においては指名通知をすることにより技術的能力の審査結果の通知を行うものとする。

- 2 技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、指名審は、その理由を記載した書面により入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、資格が認められない旨の通知を受けた者は、指名審に対し、通知を受け取った日から起算して5日（大府市の休日を定める条例（平成元年大府市条

例第31号)第1条第1項各号に規定する市の休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面を持参することにより行うものとし、郵送及び電送によるものは受け付けない。

2 指名審は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、前項の書面を受け取った日から起算して5日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 次に掲げる要件に該当する者のうち、評価値の最も高いものを落札者と決定する。

この決定に際しては、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

(3) 評価値が、標準点を入札価格で除した数値を下回っていないこと。

(落札者の公表等)

第12条 前条の規定により落札者を決定したときは、当該入札参加者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者及び評価値等の評価結果については、これを公表する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月15日から施行する。